



新型コロナウイルス感染症拡大の中で考える、男女共同参画

新型コロナウイルス感染症の影響は長期化しており、いまだ終息を見通せない状況です。新しい生活様式を余儀なくされ、外出自粛などの生活環境の変化によるストレスや、経済的な不安などを抱える方が増え、その影響で周囲を傷つけるようなことが起こりかねない状況にあります。

西原町男女共同参画条例の第2条では男女共同参画の定義を「すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い～」と記しています。このコロナ禍で私たちに求められるのは、こまめな手洗い・うがい・消毒やマスク着用など、感染拡大を防ぐ対策とともに、身近な周りの人たちのため、関わりを持つすべての人たちのために、一人ひとりが置かれている立場を尊重し、思いやりを持って行動することではないでしょうか。

コロナ禍のDV・虐待等について

社会情勢が不安定なときや災害時などにおいて、DVや家庭内での虐待が増加・悪化する傾向があるという問題が、これまでの内閣府の調査などで明らかにされてきました。DV?虐待?と思ったらひとりで悩まず、まずは相談してください。各窓口ではさまざまな知識を持った専門の相談員が、適切に対応します。

相談機関		電話番号
DV相談+ (プラス)	24時間電話相談 SNS相談・メール相談はホームページから	0120-279-889 <small>つなぐ はやく</small>
DV相談ナビ(内閣府男女共同参画局)	どこに相談すればよいか分からない方のため、 相談機関を案内するナビサービス	#8008 <small>はれば</small>
沖縄県男女共同参画センター ている相談室	10:00～17:00(火曜～土曜)	(女性相談) 098-868-4010
	10:00～16:00(日曜・月曜)	(男性相談) 098-868-4011
南部配偶者暴力相談支援センター(沖縄県南部福祉保健所)	8:30～17:15(月曜～金曜)	098-889-6364
With you 沖縄(沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター)	24時間、365日対応	#8891または098-975-0166
沖縄県女性相談所 配偶者暴力相談支援センター	8:30～17:15(月曜～金曜)	098-854-1172
	8:30～16:30(土日・祝日)	
警察庁 性犯罪被害相談電話	<small>ハートさん</small> #8103 または 0120-656-110	※ 緊急時は警察110番へ!

特別定額給付金事業の対応について

昨年4月から実施された緊急経済対策の一環で、1人につき10万円を給付する「特別定額給付金」の支給が行われました。この給付金は、原則、世帯を代表して世帯主に給付することになっていましたが、DV等から避難している方に対しては、申し出に基づき避難者本人(同伴者も含む)が給付を受けられるようになりました。この手続きでは、女性相談所などがDV被害を証明する書面のほか、市町村の担当窓口などが被害相談の「確認書」を発行することで、迅速に給付金を受け取れるよう対応が行われました。

令和2年度の取り組み

これまで西原町で取り組んできた講演会などの男女共同参画関連の各種事業は、新型コロナ感染症拡大の影響を受けて取り組みが困難な1年でした。そのような中ですが、西原町女性団体連絡協議会(安里邦子(あさとくにこ)会長)が令和2年10月に、町内の小中学校へマスクと消毒用アルコールの寄贈を行いました。



4月12日
から



令和3年度 就学援助のお知らせ

西原町教育委員会では、学用品費や学校給食費など学校教育に必要な費用の一部を援助する就学援助制度を実施しています。令和2年度に認定を受けていた方も、毎年申請が必要となりますのでご注意ください。町立小中学校以外の学校に在籍している場合や住所地が西原町外の場合は、認定基準や援助費目が異なりますのでお問い合わせください。

援助の対象者

西原町に住所を有し小中学校に在籍する児童生徒の保護者、又は、町外に住所を有し西原町立小中学校へ在籍する児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当する方

- (1)生活保護を受けている方(要保護)
- (2)生活保護を受けていないが、これに準ずる程度に生活が困窮していると認められる方(準要保護)

【準要保護の目安となる収入額】※生計を同一にしている方全員の収入合計額が審査対象となります。

世帯人数	世帯構成	収入合計額	
		認定世帯①	認定世帯②
2人	親1人、小学生1人	約180万円未満	約230万円未満
3人	親1人、小学生1人、中学生1人	約250万円未満	約320万円未満
4人	両親、小学生1人、中学生1人	約300万円未満	約380万円未満
5人	両親、小学生2人、中学生1人	約360万円未満	約450万円未満
6人	両親、小学生2人、中学生2人	約420万円未満	約520万円未満

※上記は目安としての金額です。基準額は世帯構成(人数や年齢)によって異なります。

援助の内容

援助内容は、収入合計額やお子さんの学年に応じて異なります。

認定区分	援助費目
要保護	修学旅行費・医療費
準要保護(認定世帯①)	新入学児童生徒学用品費等(又は入学準備金)・ 通学用品費・学用品費・ 校外活動費・修学旅行費・ 学校給食費・医療費
準要保護(認定世帯②)	学校給食費

申請手続き

申請期間 令和3年4月12日(月)～令和3年5月31日(月)
(期間を過ぎても申請はできますが、申請月からの認定となるため援助額が少なくなります)

提出書類 ①就学援助申請書、②保護者名義の預金通帳の写し、
③住民票謄本(マイナンバー記載なし)、④令和3年度
所得課税証明書(各所得控除額なども全て記載されて
いるもの)

※③・④については、収入等世帯の情報を教育委員会が確認することに同意する方は提出不要ですが、令和3年1月1日時点で西原町に住民登録がなかった方は、④の提出が必須となります。6月1日以降に元居住地の市町村から書類を取り寄せて提出してください。

提出先 町立小中学校に就学 → 各学校に提出
町立小中学校以外に就学 → 教育委員会へ提出

留意事項 ①小学新1年生で、令和3年1月に「就学前支給」の申請を行い、認定されている場合は、今回の申請手続きは不要です(ただし、兄弟がいる場合、当該児童生徒に係る分は学校ごとに申請を行う必要があります)。
②申請書は町HPからダウンロードするか学校又は教育委員会でお受け取りください。

【お問い合わせ】 西原町教育委員会 教育総務課 学務係 ☎098-945-5039

令和3年度 西原町人材育成会 学資金貸費生募集!

町の発展に寄与する人材の育成を目的として、町内に住所を有する者の子弟のうち、優秀な学生・生徒で経済的理由により修学困難な者に対し、無利子で学資金を貸与します。

採用予定人数・貸与月額

県内高等学校	若干名	10,000円
県内高等専門学校 (1～3年次) (4～5年次)		10,000円 30,000円
県内専修学校 (高等専修学校) (専門学校)	若干名	10,000円 30,000円
県内大学(短大含む)		30,000円
県外大学(//)		40,000円
海外大学		40,000円

受付期間

令和3年3月1日(月)～31日(水)までに本会へ
※土日祝日・12時～13時除く
※応募書類等は町HP「こども子育て支援ガイド」
からダウンロードできます



注)①専修学校については学校教育法による専修学校
②海外大学については学校教育法による大学と同等の教育課程をもつ学校
③他の団体との奨学金貸与の併用はできません。

お問い合わせ 西原町人材育成会(西原町教育委員会 教育総務課内) ☎098-945-3655